人事行政の運営等の状況の公表

令和７年度における潟上市の人事行政の運営等の状況について、潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表する。

潟上市長　鈴　木　雄　大

１　職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和７年度職員の採用の状況

職　種	採用者数
一般行政職	12 人
土木職	0 人
保健師	0 人
助産師	0 人
臨床心理士	0 人
社会福祉士	0 人
管理栄養士	0 人
保育教諭	0 人
単純労務	0 人
計	12 人

(2) 令和７年度職員の退職の状況

職　種	定年退職	応募認定退職	その他				退職者計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一般行政職	0 人	0 人	5 人	0 人	0 人	0 人	5 人
税務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
看護・保健職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
福祉職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
教育職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	5 人	0 人	0 人	0 人	5 人

(2) 部門別職員数の状況

（各年４月１日現在）

部門＼区分		職員数		対前年増減数	
		R7	R8	R7	R8
福祉関係を除く一般行政	議会	5 人	4 人	1 人	△ 1 人
	総務・企画	72 人	70 人	△ 2 人	△ 2 人
	税務	14 人	13 人	1 人	△ 1 人
	労働	0 人	0 人	0 人	0 人
	農林水産	10 人	11 人	0 人	1 人
	商工	8 人	8 人	0 人	0 人
	土木	16 人	16 人	2 人	0 人
	小計	125 人	122 人	2 人	△ 3 人
福祉関係	民生	86 人	86 人	1 人	0 人
	衛生	25 人	22 人	△ 1 人	△ 3 人
	小計	111 人	108 人	0 人	△ 3 人
一般行政部門計		236 人	230 人	2 人	△ 6 人
特別行政	教育	27 人	34 人	△ 2 人	7 人
	消防	0 人	0 人	0 人	0 人
	小計	27 人	34 人	△ 2 人	7 人
公営企業等	水道	6 人	6 人	0 人	0 人
	下水道	4 人	4 人	0 人	0 人
	その他	19 人	19 人	1 人	0 人
	小計	29 人	29 人	1 人	0 人
総合計		292 人	293 人	1 人	1 人

２　職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (R8.1.1現在)	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B/A	(参考) ６年度の人件費率
７年度	人 30,902	千円 21,083,526	千円 466,122	千円 2,807,993	% 13.3	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
８年度	人 263	千円 1,023,602	千円 257,543	千円 424,130	千円 1,705,275	千円 6,484

（注）１職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。
　　２給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.7 歳	324,090 円	372,189 円
技能労務職	51.2 歳	250,647 円	269,509 円

（注）１「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における各職種の職員の基本給の平均である。
　　２「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(4) 職員の初任給の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	239,488 円	246,746 円
	高校卒	208,343 円	219,934 円
技能労務職	高校卒	206,629 円	217,616 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	290,803 円	313,942 円	＊　円
	高校卒	262,742 円	299,134 円	322,443 円
技能労務職	高校卒	＊　円	＊　円	＊　円

（注）１該当者がいない場合は「－」で表示している。
　　２職員数が２人以下の場合は「＊」で表示している。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事及びこれに相当する職務	39 人	20.6 %
2級	主任及びこれに相当する職務	35 人	18.5 %
3級	主席主査、主査及びこれらに相当する職務	44 人	23.3 %
4級	課長補佐及びこれに相当する職務	43 人	22.8 %
5級	課長及びこれに相当する職務	21 人	11.1 %
6級	部長及びこれに相当する職務	4 人	2.1 %
7級	部長及びこれに相当する職で市長が定める職務	3 人	1.6 %

（注）　１潟上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 諸手当の状況

①期末手当・勤勉手当　（令和７年度）

区　分		6月支給	12月支給	合計	備考
支給割合	期末手当	1.250 月分	1.275 月分	2.525 月分	職制上の段階、職務の級等に応じて5%～15%の加算を行う
	勤勉手当	1.050 月分	1.075 月分	2.125 月分	
職員１人当たりの平均支給額			1,508 千円		

②退職手当　（令和７年度）

（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分

③時間外勤務手当　（令和７年度決算）

支給実績	96,403 千円
職員1人当たり平均支給年額	392 千円

④特殊勤務手当　（令和７年度決算）

支給実績	410 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	58,571 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	2.48 %
手当の種類（手当数）	1 手当

⑤その他の手当　（令和８年４月１日現在）

手当名	内　　容		支給単価
扶養手当	扶養親族である子を有する場合		13,000 円
	その他の扶養親族を有する場合		6,500 円
	16歳から22歳まで1人につき加算		5,000 円
住 居 手 当	借家（限度額）		27,000 円
通 勤 手 当	交通機関利用者（限度額）		150,000 円
	交通用具利用者（限度額）		38,700 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	4級（園長）	32,000 円
		5級（課長・課長待遇）	38,000 円
		6級（部長）	53,000 円
		7級（部長）	57,000 円

(8) 特別職の報酬等の状況　（令和８年４月１日現在）

区　　分		給料月額等	期末手当
給料	市　　長	860,000 円	（７年度支給割合） 6月期　1.70月分 12月期　1.75月分 合計　3.45月分
	副 市 長	650,000 円	
報酬	議　　長	420,000 円	
	副 議 長	380,000 円	
	議　　員	360,000 円	
退職手当		（算定方式）	（支給時期）
	市　　長	給料月額×在職月数×47/100	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×28/100	任期毎

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況　（令和８年４月１日現在）

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時00分まで

（2）休暇制度の概要

①休暇の種類

種　類	内　　容
年次有給休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。 残日数は翌年に繰り越すことができる。（20日限度）
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。 （内容は「②特別休暇」のとおり）
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

②特別休暇

種　類	内　　容
公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
証人、参考人等として国会等へ出頭	裁判員、証人、参考人等として国会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
ドナー休暇	骨髄液等の提供希望者として登録の申出等を行い、必要な検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。（年5日以内）
結婚休暇	結婚に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき。（連続する5日以内）
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（年5日以内、体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日以内）
産前・産後休暇	女性職員が出産する場合。（産前8週間及び産後8週間）
保育時間	生後１年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合。（1日2回30分以内）
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（2日以内）
男性育児参加	妻が出産する場合であって、当該出産に係る子等の養育のため特定の期間勤務しないことが相当であると認められるとき。（5日以内）
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合。（年5日以内（子が2人以上の場合10日））
短期間の介護	要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、その他必要な世話を行う場合。（年5日以内（要介護者が2人以上の場合10日））
忌引休暇	親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（親族区分により定める日数。最高で7日以内）
父母の追悼行事	父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る）のため勤務しないことが相当であると認められる場合。（1日以内）
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合。（連続する5日以内）
災害等による住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失又は損壊した場合等。（7日以内）
災害等による交通遮断	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。（必要と認められる期間）
災害発生時の安全確保	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（必要と認められる期間）

4　職員の休業に関する状況

(1) 休業の取得者数　（令和７年度）

育児休業			自己啓発等休業	配偶者同行休業	計
育児休業	部分休業	育児短時間勤務			
20 人	1 人	0 人	0 人	0 人	21 人

（注）　１令和７年度以前から引き続き取得している者も含みます。
　　２同一の者が複数回にわたって取得した場合は、その数を重複して計上しています。

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分・懲戒処分者数　（令和７年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
0 人	0 人	4 人	0 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

6　職員の服務の状況

(1) 年次休暇の取得状況　（令和７年１月～令和７年12月）

総取得日数	対象職員数	平均取得日数
2695.3 日	216 人	12.5 日

(2) 介護休暇の取得状況　（令和７年度）

介護休暇
0 人

7　職員の研修の状況

(1) 令和７年度に実施した主な研修の状況

研修区分		受講者数
一般研修	課長級研修	2 人
	課長補佐級研修	7 人
	係長研修	1 人
	中堅職員研修	9 人
	3年目職員研修	12 人
	新規採用職員研修	9 人
	クレーム対応力	7 人
	県市町村合同研修	20 人

８　職員の人事評価の状況

全職員を対象に平成28年度から人事評価制度を導入し人材育成を図りつつ、人事異動における職員配置や昇格等に活用しています。

(1) 勤務成績評価の概要　（令和７年度）

対　象	常勤職員の一般職		
評　価　者	被評価者	1次評価者	2次評価者
	部長級職員	副市長	市長
	課長級職員	部長	副市長
	課長補佐級職員、主席主査級職員(兼)班長	課長	部長
	主席主査級、主査級、主任級、主事級、現業職員	班長を兼務する職	課長
評価期間	能力評価：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで		
	業績評価：令和７年４月１日から令和８年３月31日まで		
評価方法	能力評価に当たっては評価項目ごとに、業績評価に当たっては職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、５段階評価を行う。		

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況　（令和７年度）

区分	定期健康診断	人間ドック	石綿健診
受診者数	150 人	140 人	0 人

(2) 職員互助会の状況　（令和７年度）

会員数		人
会員掛金	掛 金 総 額	千円
	掛　金　率	
市負担金	負担金総額	千円
	負 担 金 率	
公費負担率		%
主な事業		

（注）　福利厚生制度の実施については、潟上市職員の厚生制度に関する条例に基づき、県内の市町村等により組織された財団法人秋田県市町村職員互助会が行っていましたが、平成２３年７月に事業活動等を停止し、平成２４年３月に存続期間満了のため解散しております。

(3) 公平委員会に係る業務に関すること　（令和７年度）

①勤務条件に関する措置要求の状況

前年度からの継続案件	７年度要求事案数	完結件数	翌年度継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

前年度からの継続案件	７年度申し立て事案数	完結件数	翌年度継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

10　職員の退職管理の状況

潟上市では地方公務員法(昭和25年法律第261号)、潟上市職員の退職管理に関する条例（平成28年3月22日条例第6号）及び潟上市職員の退職管理に関する規則（平成28年3月28日規則第13号）に基づき職員の退職管理の適正化を図っています。

(1) 元職員による働きかけの規制

① 離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されています。

② 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

③ 規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、秋田県公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

(2) 再就職状況の届出義務

① 課長級以上の職員であった再就職者に対し、離職後２年間、離職時の任命権者に対し、再就職状況を届け出ることを義務付けています。

② 再就職情報の届出件数の状況　（令和７年度）

届出件数
0 件